

別添

介護サービス情報公表センター業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、千葉県（以下「県」という。）が実施する介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表」という。）に係る事務を行う指定情報公表センター（以下「公表センター」という。）を運営し、介護サービス利用者等の事業所選択を支援することを目的とする。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託料

上限額 31,868千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務の内容

公表センターは、県が定める情報公表計画（以下「計画」という。）に基づき、次の業務を行う。

（1）情報公表対象事業者への通知

公表センターは、別表に掲げる公表対象サービスの提供を行う事業者のうち、次に掲げる者（以下「対象事業者」という。）に対し、県の指示のもとに、計画に定める報告の提出先及び提出期限等を通知するものとする。

ア 前年度の介護報酬が100万円を超える事業者

イ 毎年4月1日以降、新たに公表対象サービスの提供を開始しようとする事業者

ウ 上記以外で公表を希望する事業者

（2）報告の審査等

ア 公表センターは、対象事業者から報告のあった調査票の内容について審査を行い、不備がないことを確認した上で受理するものとする。

イ 公表センターは、報告に不備があった場合は、その旨を当該対象事業者に対して通知し、報告の修正及び再提出を求めるものとする。

ウ 公表センターは、対象事業者から報告のあった調査票について、報

告のあった日から起算して5年間保管するものとする。

(3) 情報の公表方法

公表センターは、対象事業者から報告のあった情報について、国が運営する介護サービス情報公表システムにおいて公表するものとする。

(4) 公表等の実施状況の管理等

ア 公表センターは、対象事業者に係る公表等の実施状況を管理するとともに、随時、県に当該実施状況を報告すること。

イ 公表センターは、報告・公表を行わない事業所について定期的に督促を行い、公表センターの定める期限を経過しても報告・公表を行わない事業所については、県に報告すること。

(5) 情報公表に係る普及啓発

ア 公表センターは、公表している情報が適切に利用者等に伝わるように、利用者の家族、地域、市町村、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等への普及啓発に努めるものとする。

イ 公表センターは、普及啓発事業を行うときは、あらかじめ県と協議するものとする。

(6) 苦情等の窓口

ア 公表センターは、介護サービスの利用者又は事業者等から寄せられた苦情に対応するための窓口を設置するとともに、苦情の内容及び対応の経過等を記録し、県及び情報公表センターで共有できるよう整理しておくこと。

イ 公表センターは、介護サービス利用者から公表センター及び県に寄せられた公表情報に関する苦情について、全て取りまとめるものとし、必要に応じて公表対象事業者に対して照会するものとする。

ウ 公表センターは、上記イに基づき公表対象事業者に対して照会した結果、公表対象事業者から適切な説明が得られた場合は、介護サービス利用者に対して必要な説明を行うとともに、必要に応じて公表対象事業者に対して報告内容の修正を依頼するものとする。

エ 公表センターは、上記イに基づき公表対象事業者に対して照会した結果、公表対象事業者から適切な説明が得られなかった場合は、その旨を県に報告し、県が必要と判断した場合は、公表対象事業者に対して

報告又は報告内容の是正を促すことができるものとする。

オ 公表センターは、公表対象事業者が上記ウ及びエに基づく報告内容の修正又は是正に従わない場合は、その旨を県に報告すること。

(7) 公正・中立委員会等の設置

公表センターは、情報公表事務の公平・中立性を確保するため、委員の構成、組織等について県の承認を得た上で、委員会等を設置すること。

また、上記に規定する委員会等については、当該法人内における独立性及び自己完結性の保持を図るため、当該法人の定款等において必要な規定を定めるものとする。

(8) 情報公表事務規程の制定

公表センターは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の6を読み替えて準用する政令第37条の11により情報公表事務規程を定めなければならない。

情報公表事務規程を新たに定める場合又は変更しようとする場合には、あらかじめ県の認可を受けなければならない。

(9) 秘密保持の義務

公表センターの役員若しくはその職員、又はこれらの職にあった者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

なお、情報公表事務に従事する者は、法第115条の42第3項により準用される法第115条の38により、秘密保持義務に違反する場合の刑法その他罰則の適用について、公務に従事する職員とみなされるものであること。

(10) 収支状況の報告等

公表センターは、業務完了時に収支状況を県に報告するものとする。

(11) 県の指導監督

ア 公表センターは、県の指導のもと、公表事務を公正かつ適確に実施しなければならない。

イ 公表事務の公正かつ適確な実施を確保するため、県は公表センターに対し必要な報告を求め、関係者に対する質問、公表センターへの立ち入り及びその設備又は帳簿類その他物件等を検査することができる。

(12) 業務の休止等

公表センターは、知事の許可を受けなければ、公表事務を休止又は廃止することができない。

(13) 事務所の体制

ア 公表センターは2名以上の常勤職員を配置し、年末年始及び国民の祝日を除く平日の日中においては、常時連絡が取れる体制をとること。

イ 公表センターは、経理事務を含む公表事務の執行状況が確認できる事務所であること。

ウ 業務執行時間外は施錠等を行い、第三者が容易に侵入できることのないようセキュリティ対策を実施すること。

5 法令の遵守

公表センターは、業務遂行に当たって、介護サービスに係る関係法令等を理解し、遵守しなければならない。

6 事故防止マニュアル及び個人情報保護マニュアルの整備等

公表センターは、事故防止マニュアル及び個人情報保護マニュアルを整備するとともに、情報公表に係る事故又は個人情報の漏洩等が発生したときは遅滞なく県へ報告しなければならない。

7 区分経理

公表センターは、公表事務に関する会計を当該法人の他の会計と区分し、特別の会計として経理しなければならない。

8 再委託等の禁止

公表センターは、公表に関する事務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により県の承認を得たときはこの限りではない。

9 業務内容の変更等

県は、契約期間中に大幅な制度改正等があった場合には、公表センターの業務を見直すことができるものとする。この場合、県はあらかじめ公表センターの意見を聴くものとする。

10 契約の解除

公表センターは、契約期間中に公表制度に関して制度改正等自らの責めによらない事由により、収支又は人員配置に重大な支障が生じると懸念される場合には、公表センターの業務を廃止し契約を解除することができる。

この場合、公表センターは、県に対し業務廃止申請を行い、県の許可を得なければならない。

県は、公表センターとしての業務の廃止を許可した時は、公表センターの指定を取り消し、契約を解除する。

11 契約期間満了後等の義務

公表センターは、契約期間の満了又は契約の解除により、県又は別の法人に業務を引き継ぐ場合には、円滑かつ確実に業務引継ぎを行わなければならない。

12 経費負担

上記 9、10 による公表センターの損害又は追加費用が生じた場合の経費負担については、県と協議により決定する。

13 その他

本仕様書に記載のない事項又は業務の内容・処理等に疑義が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。

別表 情報公表の対象となる介護サービス			
	サービスの種類	細分	
1	居宅介護支援	居宅介護支援	1
2	訪問介護	訪問介護	2
3	訪問入浴介護	訪問入浴介護	3
		訪問入浴介護（介護予防）	4
4	訪問看護	訪問看護	5
		訪問看護（介護予防）	6
5	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	7
		訪問リハビリテーション（介護予防）	8
6	夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護	9
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10
8	通所介護	通所介護	11
9	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	12
		通所リハビリテーション（介護予防）	13
10	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護	14
11	療養通所介護	療養通所介護	15
12	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	16
		認知症対応型通所介護（介護予防）	17
13	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	18
		小規模多機能型居宅介護（介護予防）	19
14	複合型サービス	複合型サービス	20
15	短期入所生活介護	短期入所生活介護	21
		短期入所生活介護（介護予防）	22
16	短期入所療養介護	老人保健施設	23
		老人保健施設（介護予防）	24
		介護医療院	25
		介護医療院（介護予防）	26
17	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	27
18	介護老人保健施設	介護老人保健施設	28
19	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	29
		有料老人ホーム（介護予防）	30
		有料老人ホーム〔外部サービス利用型〕	31
		有料老人ホーム〔外部サービス利用型〕（介護予防）	32
		経費老人ホーム	33
		経費老人ホーム（介護予防）	34
		経費老人ホーム〔外部サービス利用型〕	35
		経費老人ホーム〔外部サービス利用型〕（介護予防）	36
		サービス付高齢者向住宅	37
		サービス付高齢者向住宅（介護予防）	38
20	介護医療院	介護医療院	41
		介護医療院	41
21	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	42
		認知症対応型共同生活介護（介護予防）	43
22	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	44
23	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	45
		経費老人ホーム	46
		サービス付高齢者向住宅	47
24	福祉用具貸与	福祉用具貸与	48
		福祉用具貸与（介護予防）	49
25	特定福祉用具販売	特定福祉用具販売	50
		特定福祉用具販売（介護予防）	51